

岩手県告示第588号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項及び第9条第1項の規定に基づき、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

平成27年7月17日

岩手県知事 達 増 拓 也

区域名	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	土砂災害特別警戒区域に係る当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
上野々3	和賀郡西和賀町上野々（別紙図面のとおり。）	急傾斜地の崩壊	別紙図面のとおり。
川尻2	〃	〃	〃
川尻3	〃	〃	〃
上野々6	和賀郡西和賀町川尻（別紙図面のとおり。）	〃	〃
下左草の沢	和賀郡西和賀町下左草（別紙図面のとおり。）	土石流	〃
左草の沢	和賀郡西和賀町左草（別紙図面のとおり。）	〃	〃
高校裏の沢	和賀郡西和賀町湯田（別紙図面のとおり。）	〃	〃
柳沢二の沢	和賀郡西和賀町柳沢（別紙図面のとおり。）	〃	〃
柳沢三の沢	〃	〃	〃
柳沢四の沢	〃	〃	〃
花山の沢	和賀郡西和賀町沢中（別紙図面のとおり。）	〃	〃
落合の沢	和賀郡西和賀町小繫沢（別紙図面のとおり。）	〃	〃
八千代沢	和賀郡西和賀町鷺之巣（別紙図面のとおり。）	〃	〃
甲子沢	和賀郡西和賀町甲子（別紙図面のとおり。）	〃	〃

備考 「別紙図面」は、省略し、岩手県県土整備部砂防災害課及び県南広域振興局土木部北上土木センター並びに西和賀町役場に備えておいて縦覧に供する。